平成29年第2回



下請法クイズ



第1回に続いて第2回下請法クイズも作ったよ♪ 下請法って何?っていう人もチャレンジしてみてね!! クイズはステップ1(下請法の適用範囲)とステップ2(親事業者の義務・禁止事項)の2種類あるよ♪



【ステップ1】

次の取引のうち、下請法の適用があるものには○を、そうでないものには×を付けてください。

- 1: 繊維製品の卸売業者であるA社(資本金 10 億円)は,他社から請け負った衣料品の製造を B社(資本金3億円)に委託した。
- 2: 金型の製造業者であるC社(資本金 2000 万円)は、他社から請け負った金型の図面の作成 及び金型の製造をD社(資本金 1000 万円)に委託した。
- 3: 設備工事業者であるE社(資本金 1000 万円)は、顧客から請け負った空調設備のメンテナンスの一部を個人事業者Fに委託した。
- 4: ソフトウェア開発業者であるG社(資本金3億5000万円)は、ユーザーに提供する汎用アプリケーションソフトの一部の開発を、H社(資本金1億円)に委託した。

1 →	2-	→ 3-	\rightarrow	4→

【ステップ2】

次の親事業者の行為のうち、下請法に照らして問題とならない行為には○を、そうでない ものには×を付けてください。

- 1: 家電製品の修理を下請事業者に委託しているところ, 急を要する修理であったことから, 下請事業者に合意を得た上で, 口頭で発注を行い, 納品後の下請代金の支払時に, 発注書面の代わりとして支払通知書を交付した。
- 2: 衣料品の縫製を委託している下請事業者から受領する商品について, 受領時に自社では受入検査を行わず, 下請事業者に対し口頭で受入検査を委任していたところ, 受領した4か月後に, 取引先において下請事業者の責任による瑕疵が見つかったため, 返品した。
- 3: チラシのデザインを下請事業者に委託しているところ, 見積りをさせた当初よりも納期を短縮したため, 下請事業者から再度出してもらった見積書を基に十分協議して対価を決定して発注した。
- 4: 荷主から請け負った運送業務を委託している下請事業者への下請代金の支払方法について, 手形払いから現金振込に変えたことに伴い, 下請事業者の合意を得た上で, 「金利引き」として下請代金の額に一定率を乗じた額を, 下請代金の額から差し引いて支払った。

1 →	2→	3→	4→



回答《解説



【ステップ1】 $1 \rightarrow O$, $2 \rightarrow O$, $3 \rightarrow \times$, $4 \rightarrow O$

下請法は、適用の対象となる下請取引の範囲を「取引の内容(製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務 提供委託)」と「取引当事者の資本金の区分」の両面から定めており、この2つの条件を満たすと下請法が適用されま す。

- 1:「〇」 物品の製造を業として請け負っている事業者が、他の事業者に物品の規格・品質・性能・形状・デザイン・ ブランドなどを指定して製造を委託することは「製造委託」に当たります。「製造委託」では、委託先の資本 金が3億円以下の場合は、委託元の資本金が3億円を超えていれば、下請法の適用対象となります。
- 2:「〇」 情報成果物(プログラム,設計図等)の作成を業として請け負っている事業者が,他の事業者にその作成 を委託する場合には「情報成果物作成委託」として下請法の適用対象となります。また,他社から請け負っ た金型等の物品の製造を委託することは「製造委託」にも当たります。プログラム以外の「情報成果物作成 委託」及び「製造委託」では,委託先の資本金が1000万円以下の場合は,委託元の資本金が1000万円を超 えていれば,下請法の適用対象となります。
- 3:「×」 役務の提供を業として行っている事業者が、その全部又は一部を他の事業者に委託することは「役務提供 委託」に当たります。運送・倉庫保管等以外の「役務提供委託」では、委託先の資本金が 1000 万円以下又は 個人事業者の場合は、委託元の資本金が 1000 万円を超えていれば、下請法の適用対象となりますが、設問 のように委託元が 1000 万円であれば、下請法の適用対象とはなりません。
- 4:「〇」 情報成果物(プログラム,設計図等)を業として提供している事業者が、他の事業者にその作成を委託する場合には「情報成果物作成委託」として下請法の適用対象となります。アプリケーションソフト等の「プログラム」の作成委託では、委託先の資本金が3億円以下の場合は、委託元の資本金が3億円を超えていれば、下請法の適用対象となります。

[ステップ2] 1 \rightarrow ×、2 \rightarrow ×、3 \rightarrow O、4 \rightarrow ×

- 1:「×」 親事業者は下請事業者に対して発注をした場合には、「直ちに」必要記載事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければなりませんので、支払時に支払通知書を交付しただけでは、「直ちに」必要記載事項を記載した書面を交付したとは言えず、「書面の交付義務」(下請法第3条第1項)の規定に違反します。
- 2:「×」 親事業者が自社で受入検査を行っておらず,下請事業者に口頭で受入検査を委任している場合には,たと え下請事業者の責任による瑕疵があったとしても,その商品を返品することは,「返品の禁止」(下請法第4 条第1項第4号)の規定に違反します。
- 3:「○」 設問のように,見積りをさせた当初より納期を短縮した場合に,見積りを取り直すなど,再度協議をした ┃ 上で,対価を決定することは直ちに問題とはなりません。 ┃

なお、発注に際して下請代金の額を決定する際に、発注した内容と同種又は類似の内容に対し通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めると「買いたたきの禁止」(下請法第4条第1項第5号)の規定に違反します。

4:「×」 下請事業者の給付に瑕疵があるなど下請事業者の責めに帰すべき理由がない場合に下請代金の額を減じる Lことは、「下請代金の減額の禁止」(下請法第4条第1項第3号)の規定に違反します。設問のように、下請 L事業者の合意を得ていたとしても、下請事業者に責任がないのに下請代金の額を減じることは、当該規定に L違反します。



お問い合わせ先

公正取引委員会事務総局中部事務所 下請課 電話 052-961-9424 (直通) FAX 052-971-5003 ホームページ http://www.jftc.go.jp

